

公共建築ニュース

PUBLIC BUILDINGS MONTHLY

2012
Vol.44
No.528

12

今月の公共建築／山梨県立図書館	1
第13回公共建築賞表彰式開催される	2
「営繕工事における契約数量の試行」について	3
豆知識／建設リサイクル法	5
建築基準法施行令等の改正について	6
－既存不適格建築物の増改築促進	
情報スクラップ・情報ヘッドライン	7
海外情報／TWN2012 Annual Conference in “The Hague” ●吉野 裕宏	8
トピック／「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」とり まどめについて	10
協会だより	12

今月の公共建築

山梨県立図書館

所在地 山梨県甲府市北口2丁目8-1 用途 図書館
事業者 山梨県
設計者 久米設計・三宅建築設計事務所 JV
構造階数 SRC造、RC造、S造 地上4階 地下1階
敷地面積 4,500㎡ 建築面積 3,638㎡
延床面積 10,555㎡
工期 平成22年10月～平成24年5月
施工者
建築：清水建設・早野組・国際建設 JV
電気：
（強電設備）中楯電気・昌電社・小山電気 JV
（弱電設備）五光電工・滝田電気商会・西電機商会 JV
（太陽光発電設備）ふじでん・エヌディエス JV
機械：
（空調設備）三建設工業・大栄設備・渡辺工業所 JV
（給排水設備）甲府冷暖工業・富士冷暖・山田設備 JV



2階閲覧室

平成24年11月、JR甲府駅北口に、新しい山梨県立図書館がオープンしました。

この図書館の整備にあたっては、図書の収集やレファレンスサービスなどの図書館としての基本的機能の充実に加え、図書や人との多様な出会いによる知的な創造とその成果の発信や人と人の交流を促す機能も重視しました。

建物内部は、軽やかな表情を持つ鉄骨トラスとカーテンウォール・ハイスайдライトにより、天井が高く開放感のある空間を実現しました。ガラス越しに壁面緑化や空が見え、利用者は緑と青空に包まれ本に親しむことができます。また、閲覧エリアと交流エリアが視覚的に連続しており、読書やそれ以外の様々な活動を一体的に感じることができます。

外壁面の広範囲をガラスとすることで、街路や駅広場とも視覚的な連続性を確保し、まちと館内との一体感を生み出しています。

都道府県立図書館中最大規模（105kW）の太陽光発電設備の設置、壁面緑化と水平ルーバーによる外壁面への日射の遮断、省エネ効果の高い設備機器の採用などにより、LCCO₂約25%低減を可能とするなど、環境への配慮も行なっています。



南東外観



1階エントランスホール



2階閲覧室天井上げ



一般社団法人
公共建築協会

第13回 公共建築賞表彰式 開催される

一般社団法人 公共建築協会



伴野国土交通副大臣より表彰状の授与

第13回公共建築賞の表彰式が、11月9日（金）発明会館ホール（東京都港区虎ノ門）において、午後1時30分から行われました。

初めに春田浩司公共建築協会会長より、関係された多くの皆様方への御礼、公共建築賞の目的、審査の視点、審査経緯の説明があり、公共建築賞を受賞した、行政施設部門の東京都水道局 研修・開発センター、文化施設部門の三重県立熊野古道センター、生活施設部門のグランドプラザの3作品、公共建築賞・特別賞の十和田市現代美術館、名古屋大学豊田講堂、公益財団法人慈愛会 谷山病院の3作品が報告されました。

続いて、伴野豊国土交通副大臣から公共建築賞3作品の事業者に賞状と銘板、設計者及び施工者に、それぞれ賞状が授与されました。

次に、副大臣から、「国民共有の資産である公共建築は、人々の生活を支える中核施設であるとともに都市空間の中でも重要な要素の一つとして、人々の暮らしや地域特性を生かした景観、美しい街並みの形成に重要な役割を果たしております。今回、第13回目となる公共建築賞は、単に企画や設計、施工が優れているばかりではなく、地域社会への貢献や、文化性、更には施設の管理、保全という視点からも評価が非常に高い公共建築を対象としており、数ある建築賞のなかでも大変意義深いものとなっております。今回、受賞されました公共建築は、いずれも地域の皆様から親しまれ、地域の誇りとなっている極めて優れたものであると承

知をしております。関係者の皆様方の高いご見識とご尽力に対し心から敬意を表しますとともに、今後とも我が国の建築文化の発展と豊かな生活環境づくりに一層貢献していただくことを期待しております。

皆様方の受賞に際し、私の心情を若干吐露させていただきますと、仕事を上で、次の世代、子供たちに何を残せるのか、自問自答をしております。次の世代に何を残せたか、子供たちにどういったものを残せたか、こういった点で自分の仕事も評価していただければ、そんなことを思う昨今です。そうした点からすれば、すでに皆様方は、そういったものを設計され、残され、その受賞であろうと思います。今後、皆様方の建築物あるいは構造物を見たお子さんたちが、次に続け、自分もすばらしい建築家になるんだ、あるいは建築物を造るんだと望むきっかけになりますことを願い、また、皆様のお仕事ますますご繁栄されますことを心から祈念いたします。」とのご祝辞をいただきました。

次に、鈴木千輝官庁営繕部長から、公共建築賞・特別賞の3作品の事業者に賞状と銘板、設計者及び施工者に、それぞれ賞状が授与されました。

最後に、鈴木博之公共建築賞審査委員長から、「公共建築賞は、竣工後3年以上を経ってから審査対象とするわけで、多くの建築賞のなかでも非常に成熟した作品であることが求められる賞と考えております。今回、大臣賞、特別賞あわせて6作品が受賞ということになりました。それぞれの作品は、異なるテーマで異なる形でつくられたものですから、一律



伴野国土交通副大臣より祝辞



鈴木博之審査委員長より講評

にくくありませんが、それぞれ非常に存在感のある真摯な作品であることが共通していると思います。

多くの建物を審査で拝見させていただきましたが、それぞれ極めて魅力的な建築だということを実感しました。また、最近、建築の評価でいろいろな指標がございますが、インテグリティという言葉を使うことがあります。統一感がある、まとまっている、個々ばらばらではないという意味ですが、今回の受賞作品は、それぞれ用途に従ってデザインされているわけですが、用途とデザインが分離しているという、そういうことがない、つまりインテグリティのある作品がそろった感じがしまして、これからの公共建築のありかた、一つの道を示しているのではないかという気がいたしました。公共建築賞は、今回も極めて高い成果を上げて13回を終えることができたのではないかということで、皆様とっしょに喜ばたいと思います。」との講評をいただきました。

これを持って表彰式は滞りなく終了いたしました。

引き続き同会場で公共建築の日シンポジウム「東日本大震災復興と公共建築の果たす役割」が開催されました。概要報告は次号に掲載する予定です。（文責＝編集室）

「営繕工事における契約数量の試行」について

国土交通省大臣官房官庁営繕部

はじめに

国土交通省営繕部では、契約変更等における発注者・受注者間協議のより一層の円滑化を図ることを目的とし、平成 21 年度より主要な工事材料の積算数量を契約事項と位置付ける「契約数量の試行」を実施しているところです。

試行は、工事費が一億円以上の工事では新築または増築の建築工事に使用される主要な 3 品目の工事材料「鉄筋、コンクリート、鉄骨」を対象とし、これら対象材料を契約数量として位置付け設計図書の別表「工事数量総括表」に各材料の名称、規格・仕様、数量を記載することとしております。

契約数量の試行工事のアンケート調査

契約数量の適用による効果を把握するとともに、試行に際しての課題等を抽出・整理し、今後の営繕工事における契約数量の取り扱いを検討するため、試行工事について受発注者双方にアンケート形式による調査を実施することとしました。

調査は、国土交通省の各地方整備局において契約数量の試行対象工事とした工事のうち、現時点で変更協議を行った工事 24 件分について集計を行いました。

以下は、アンケートの質問項目及び回答結果並びにアンケートに記載された主な意見等となります。

■アンケート調査項目

【発注者へのアンケート項目】

- Q 1 入札時：数量総括表に係る質問の有無について
Q 2 変更時：変更数量に係る疑義の有無について
Q 3 変更協議の円滑化について
Q 4 契約数量適用上の課題・問題点等について
Q 5 契約数量対象材料について
他 自由意見

【受注者へのアンケート項目】

- Q 1 入札時：対象材料の数量算出の有無について
Q 2 入札時：数量の算出方法について
Q 3 入札時：発注者数量との数量比較と対応について
Q 4 変更時：対象材料の数量算出の有無について
Q 5 変更時：数量の算出方法について
Q 6 変更時：発注者数量との数量比較と対応について
Q 7 変更協議の円滑化について
Q 8 契約数量適用上の課題・問題点等について
Q 9 契約数量対象材料について
他 自由意見

■アンケートの回答集計結果

【発注者アンケート】

Q 1 入札時：数量総括表に係る質問の有無について

(回答)	(度数)
①：質問あり	2
②：質問なし	22
計	24



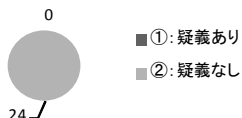
Q 4 契約数量適用上の課題・問題点等について

(回答)	(度数)
①：課題・問題点あり	7
②：問題なし	17
計	24



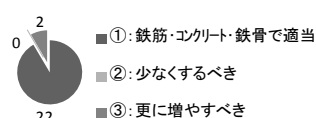
Q 2 変更時：変更数量に係る疑義の有無について

(回答)	(度数)
①：疑義あり	0
②：疑義なし	24
計	24



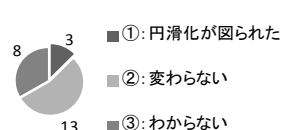
Q 5 契約数量対象材料について

(回答)	(度数)
①：鉄筋・コンクリート・鉄骨で適当	22
②：少なくすべき	0
③：更に増やすべき	2
計	24



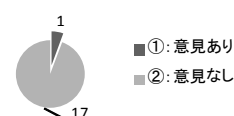
Q 3 変更協議の円滑化について

(回答)	(度数)
①：円滑化が図られた	3
②：変わらない	13
③：わからない	8
計	24



他 自由意見

(回答)	(度数)
①：意見あり	1
②：意見なし	17
計	18

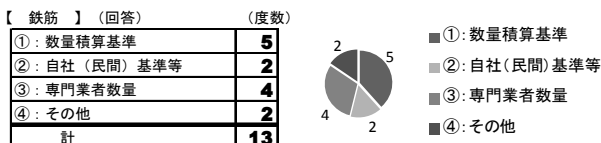


【受注者アンケート】

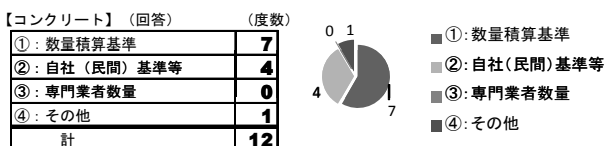
Q 1 入札時：対象材料の数量算出の有無について



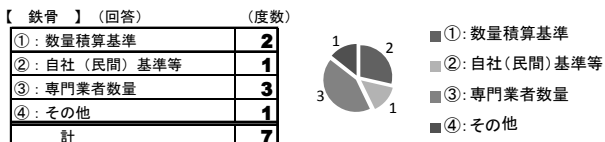
Q 2 入札時：【鉄筋】数量の算出方法について（準拠基準等）



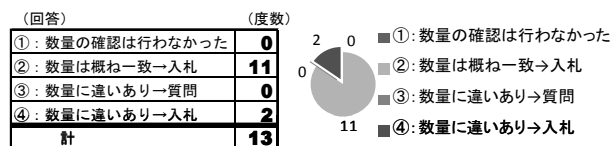
Q 2 入札時：【コンクリート】数量の算出方法について（準拠基準等）



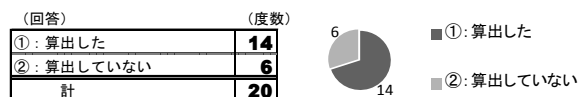
Q 2 入札時：【鉄骨】数量の算出方法について（準拠基準等）



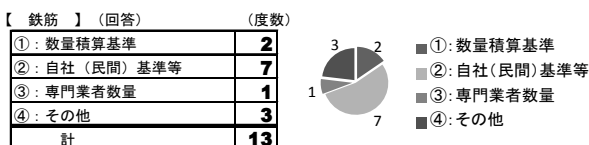
Q 3 (Q 1 数量算出の場合) 発注者数量との数量比較と対応について



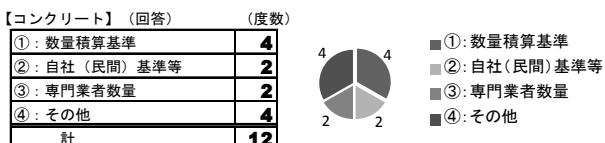
Q 4 変更時：対象材料の数量算出の有無について



Q 5 変更時：【鉄筋】数量の算出方法について（準拠基準等）



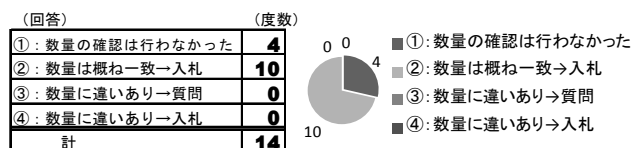
Q 5 変更時：【コンクリート】数量の算出方法について（準拠基準等）



Q 5 変更時：【鉄骨】数量の算出方法について（準拠基準等）



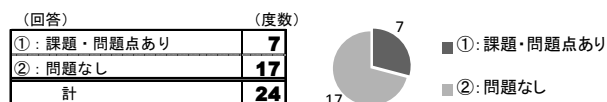
Q 6 (Q 4 数量算出の場合) 発注者数量との数量比較と対応について



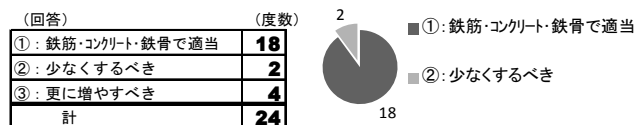
Q 7 変更協議の円滑化について



Q 8 契約数量適用上の課題・問題点等について



Q 9 契約数量対象材料について



他 自由意見



■アンケートに記載された意見等について

（発注者アンケートの主な回答理由及び意見等）

* 変更協議の円滑化について、「円滑化が図られた」とする回答は 24 件中 3 件。

* 契約数量の対象材料について、現在の 3 品目（鉄筋・コンクリート・鉄骨）で「適当」との回答は 24 件中 22 件。（回答理由）

・「躯体工事に欠かせない材料であること」

・「躯体数量であるため、算出数量に大きな間違いが生じにくいこと」

* 対象材料を「更に増やすべき」は 2 件。

（意見）

・「間違い等あった場合に双方平等に訂正できるよう、全ての数量を契約数量としてはどうか」

* 契約数量の試行に関する意見

・「契約数量の変更は、現場出来形数量による精算変更としてはどうか」

- ・「受注者が公共建築数量積算基準によらず数量算出した場合の数量の妥当性の検証が困難」
(受注者アンケートの主な回答理由及び意見等)
- * 変更協議の円滑化について、「円滑化が図られた」とする回答は 24 件中 8 件。
- * 契約数量の対象材料について、現在の 3 品目（鉄筋・コンクリート・鉄骨）で「適当」との回答は 24 件中 18 件。
(回答理由)
- ・「構造体（躯体数量）であるため、算出数量に大きな間違いが生じにくいこと」
- ・「鉄筋・コンクリート・鉄骨は材料支給が多いので数量のわずかな差異で変更になることがあまりないことから」
- * 契約数量の対象材料について、「少なくするべき」との回答は 2 件。
(回答理由)
- ・「鉄筋・鉄骨の数量算出は細かな積算が必要であり、比較・検証のために積算業務量及び書類作成業務量の増加が懸念される」
- * 契約数量の対象材料について、「更に増やすべき」は 4 件。
(回答理由)
- ・「自社積算時の正確性と迅速性が図られる」
- ・「内部間仕切材等（変更数量が不透明なため）を増やすべき」
- ・「防水材料（アスファルト、シート、塗膜等）、吹き付け材等を増やすべき」

- ・「設計図書に対して数量が明確になる」
- * その他、自由意見
- ・「競争入札では、経費負担が甚大なため、詳細な積算が出来ていない実情があるのではないか」
- ・「変更協議の際に必要な資料を提示することで協議が円滑に進むのではないか」
- ・「積算に必要な期間を確保してほしい」

契約数量の問題点及び課題

【数量の扱いについて】

- ・発注者及び受注者間で、数量算出の基礎となる「数量積算基準」が共有されていない。
- ・対象とする材料が所要数量であるため、現場搬入数量と差異が生じる可能性がある。

【変更協議について】

- ・数量の算出と妥当性の証明並びに妥当性の検証のための根拠資料及び業務量の増加が懸念される。
- ・各材料の数量が部位毎に区分されていないため、数量比較が難しい。

契約数量の試行の今後の取扱い

今後の営繕工事における契約数量の取扱いについては、アンケート調査を継続するとともに、上記の問題点及び課題について、関係業界団体との意見交換も実施し、対応を検討することとしています。

豆知識

建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設リサイクル法（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」）は、平成 12 年に公布され、環境基本法をはじめ、家電リサイクル法、グリーン購入法等とともに、循環型社会形成推進のための法律の一つとして位置づけられています。

具体的には、①建築物等に係る分別解体及び再資源化の義務づけ、②分別解体及び再資源化等の実施を確保するための措置、③解体工事事業者の登録制度の創設、④再資源化及び再生資材の利用促進のための措置等が規定されています。

国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的な行動計画を定めた「建設リサイクル推進計画 2008」では、平成 24 年度までにリサイクル率を 94% まで引き上げることを目指しています。

なお、平成 20 年度における全国の建設廃棄物の排出量は 6,380 万トンで、工事区分別内訳は公共土木 3,110 万トン（49%）、民間土木 540 万トン（9%）、

建築の新築・改築 1,110 万トン（17%）、建築の解体・修繕 1,620 万トン（25%）となっており、建築も大きな割合を占めています。種別内訳は、コンクリート塊 3,130 万トン（49%）、アスファルト・コンクリート塊 1,990 万トン（31%）、建設汚泥 450 万トン（7%）、建設発生木材 410 万トン（6%）、建設混合廃棄物 270 万トン（4%）等となっており、コンクリート塊が半分程度を占めています。

平成 20 年度の建設廃棄物のリサイクル率は 93% となっており、これ以外の約 7% である 402 万トンが最終処分されます。内訳は建設混合廃棄物 162 万トン（40%）、コンクリート塊 84 万トン（21%）、建設汚泥 67 万トン（17%）等となっており、建設混合物のリサイクルの難しさが浮きぼりになっています。

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室 本間 大策

建築基準法施行令等の改正について

既存不適格建築物の増改築促進

国土交通省住宅局建築指導課

改正の背景

建築基準法（以下「法」という。）第 86 条の 7 第 1 項においては、建築当時は基準に適合していたがその後の基準強化等により既存不適格となっている建築物に対する制限の緩和を定めている。基準のうち、構造耐力規定については、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 137 条の 2 に定める一定の範囲内の増築又は改築（以下「増改築」という。）については、当該増改築を行っても当該規定の遡及適用を行わず、引き続き既存不適格建築物として扱われる。

令第 137 条の 2 においては、これまで次の増改築の範囲を定めていたところである。

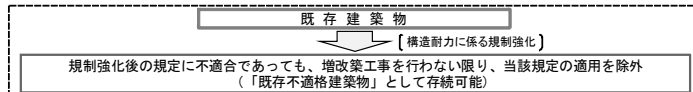
- ① 既存部分の延べ面積の 2 分の 1 以下の増改築を行うもので、増改築後の建築物が現行の構造耐力規定に準ずる基準に適合する建築物
- ② 既存部分の延べ面積の 20 分の 1 以下かつ 50 m²以下の増改築で、既存部分の危険性を増大させずに増改築を行うもの

近年、既存の工場を大幅に拡張し、従来以上の大量生産を行うことによってより低廉な価格での製品の供給を可能とする場合や、既存の高齢者向け住宅にサービス提供機能を追加し、付加価値を生み出す場合など、環境制約の強化や社会経済情勢の変化に対応して、建築物の既存部分を有効活用しつつ、既存建築物の延べ面積 2 分の 1 を超える大規模な増改築を行うことに対するニーズが高まっている。

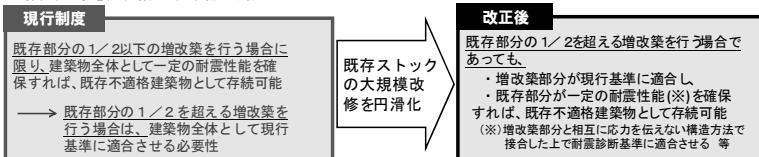
このようなニーズの高まりを踏まえ、既存の建築物よりも高い安全性が確保されていれば、現行の構造耐力規定の全てに適合していなくても、増改築に係る部分の床面積が 2 分の 1 を超える増改築を可能とする措置を講ずることとした。なお、日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）における重点施策「良質な住宅

一定の安全性が確保されているストックを取り壊すことなく活用して、大規模な増改築を可能とするための特例措置を講ずることにより、国際競争力の強化や新たなニーズに対応するための既存建築ストックの大規模な改修の円滑化を図る。

＜構造耐力に係る既存不適格建築物について＞



＜増改築工事を行う場合の建築物の取扱いについて＞



＜スケジュール＞

政令閣議決定：平成24年9月14日 / 公布・施行：平成24年9月20日

（※）日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）
【国土・地域活力戦略】（重点施策：良質な住宅ストックの供給と不動産流通システムの改革）
① 中古住宅流通・リフォームの促進と不動産流通システムの改革等
～また、既存不適格建築物に係る制度の見直しを行う～

図 1 既存不適格建築物に係る規制の合理化の概要

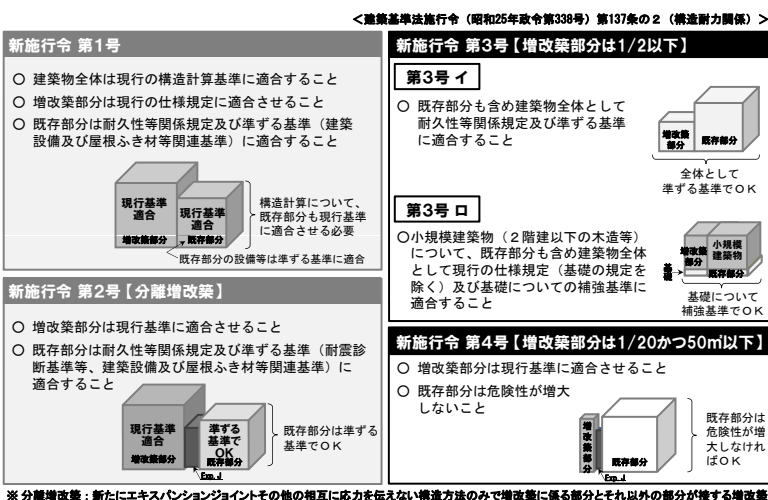


図 2 建築基準法施行令第 137 条の 2 の改正イメージ

ストックの供給と不動産流通システムの改革」において、本施策は位置付けられている（図 1）。

令第 137 条の 2 の改正の概要

令第 137 条の 2 において、法第 86 条の 7 第 1 項の制限の緩和の対象となる増改築の範囲について、新たに既存部分の 2 分の 1 を超える増改築の範囲を定めた。その概要は次の通りである（図 2）。

（1）増改築部分が既存部分と構造上一体であるもの

増改築部分と既存部分が構造上一

体であるものについては、増改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合することを前提として、当該増改築を行うことを許容する。

建築物全体：現行の構造計算基準に適合すること

増改築部分：現行の仕様規定に適合すること

既存部分：耐久性等関係規定及び準ずる基準*（建築設備及び屋根ふき材等関連基準）に適合すること

* 準ずる基準：自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及

び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準

(2) 増改築部分が既存部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するもの（分離増改築）

増改築部分：現行基準に適合すること

既存部分：耐久性等関係規定及び準ずる基準（耐震診断基準等、建築設備及び屋根ふき材等関連基準）に適合すること

準ずる基準について

令第137条の2の改正に合わせ、準ずる基準（自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準（平成17年国土交通省告示第566号）の改正を行っている。

建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に係る認定について

準ずる基準においては、例えば分離増築の場合の既存部分について耐震診断基準に適合することを求めている。

今回の政令改正とあわせ、平成18年国土交通省告示第184号別添に定める耐震診断基準と同等以上の耐震診断の方法として、昭和56年6月1日以降におけるある時点の法並び

にこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認することを認定している。

これにより、従来は、昭和56年6月1日時点における法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に対象が限られていたが、本認定により、限界耐力計算など昭和56年以降に導入された耐震関係規定も対象に含むことができることとなった。

最後に

改正後の制度の活用により、建築物の安全性を確保しつつ、国際競争力の強化や新たなニーズに対応するための既存建築ストックの大規模な改修の円滑化が図られることを期待するものである。

情報スクラップ・情報ヘッドライン

平成24年10月11日～11月10日

環境省 環境配慮契約実績をまとめる

同省は、国や独立行政法人などの2011年度の環境配慮契約実績（暫定版）をまとめた。「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、11年度に実施した建築（新築）関係の環境配慮型のプロポーザル方式は、国23件（実施割合45.1%）、独法119件（実施割合70.4%）で計142件だった。前年比は国7件減、独法は24件増だった。大規模改修工事で同方式を採用したのは、国が5件、独法が132件で、前年度からは46件の増。また、ESCO事業の実施は、独法の1件にとどまった。

10.22 建通

国土交通省 「今後の建築基準制度のあり方について」 審議会に諮問

同省は、社会資本整備審議会建築分科会の第1回建築基準制度部会を開き、「今後の建築基準制度のあり方について」を諮問した。諮問事項の審議にあたっては、当面はとくに見直し要請が強い項目である、明確で柔軟な規制体系への移行を受けた木造建築関連基準等のあり方や、効率的な規制制度への見直しを考慮した構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方、既存建築物の質の確保に向けた建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方を検討する。

10.26 建工、建通、建産

国土交通省 特定建築物の耐震化に遅れ。支援策強化を促す

同省が実施したアンケート調査などから、住宅・建築物の耐震化が計画より遅れ、特に大規模な特定建築物ほど遅

れが顕著になっていることが分かった。こうした現状を踏まえ同省は耐震化支援策の強化や重要な建築物への規制強化など、建築基準制度での対応を検討する考えを示した。

10.26 建通

国土交通省 予定価格の事後公表の自治体増加

同省の調査で、公共工事の入札で、予定価格の公表を入札後（事後公表）とする地方自治体が増えていることが分かった。事前公表ではダンピング受注を誘発するとの批判があり、事後公表の増加は、行き過ぎた安値受注に歯止めをかけようとする自治体が増えているためとみられる。予定価格を事後調査のみに絞った自治体は都道府県が13団体（11年9月時点では11団体）、政令市が4団体（同3団体）、市区町村が510団体（同470団体）と、特に市区町村で大きく増えている。

11.7 建工

文部科学省は、学校施設老朽化対策先導事業として、築後100年程度の使用を目指す「100年学校」、省エネ化やバリアフリー化などに対応した「優れたリニューアル」、他の公共施設との複合化や減築を利用する「複合化・減築」の3つの改修モデルを設定。モデルごとに1自治体を公募で選び支援する。

10.16 建通、建産

国土交通省は、エレベーターの扉が開いたままかごが動くのを防ぐ「戸開走行保護装置」の設置促進を周知するよう求める通達を都道府県・政令市やエレベーター業界団体に出した。今回の通達によって、既設エレベーターへの設置促進も図る。

11.7 建工



TWN 2012 Annual Conference in “The Hague”

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長 吉野 裕宏 よしの やすひろ

はじめに

TWN の年次会議が、2012 年 9 月 16 日から 19 日までの 4 日間、オランダ・ハーグで開催され、国土交通省からも同会議に出席しましたので、会議の概要を報告致します。

TWN 年次会議

TWN は、日本及び欧米などの政府機関の施設の供給、管理運用を担当する国及び民間機関が構成員となり、施設マネジメント等に関する情報交換を行う目的で 1991 年に設立された任意の国際ネットワークです。

TWN の主な活動としては、①年次会議での意見交換・情報交換及び②将来の幹部を対象とした研修 (W4: Worldwide Workplace Web) の開催、の二つがあります。

今年の TWN 年次会議は、同様の目的の下にヨーロッパ諸国のみメンバーで構成される PuRE-Net (Public Real Estate Network) との共同開催となり、会議への参加国は 19 か国、参加者数は 49 名でした。

今年の会議テーマは、①無駄コスト削減への最適アプローチ、② PRE (Public Real Estate) 機関の新たな役割、③ PRE 機関にとっての社会的メディアの有効活用、の三つでした。

この他、歴史的建造物を活用した大規模リノベーション事業について、幾つかの建物を視察する機会が事務局によりセットされました。

また、TWN の運営委員会がランチミーティング形式で開催され、①参加組織拡大に向けた活動、②事務局の外注化についての継続の是非、③年次会議以外にも電話による会議を継続すること、の 3 点が各国の委員により確認されました。併せて、次回の TWN 年次会議は、2012 年 6 月にカナダ・オタワでの開催予定とすることも決定されました。

各国のプレゼンテーション

日本からのプレゼン内容と他国のプレゼンのうち印象深かったものを以下にご紹介します。

1. 国土交通省の BIM 活用

現在、国土交通省では BIM を活用した事業を 3 件実施中であり、設計段階における試行結果からは、視覚化によって関係者間の理解が向上し、合意形成が円滑に進んだことや、建築 (意匠・構造)・設備 (電気、空調衛生) 等の異なる専門分野間でのデータ整合性が確保されることにより、作業の効率化が図れたこと等の効果が実証されたことを報告しました。

一方、異なる BIM ソフト間でのデータ交換を円滑にす



TWN 年次会議の参加者

るためには解決すべき課題があることや、維持管理段階での BIM の具体的な活用方法について、こちらから疑問を投げかけ、海外での先行事例について参考となる意見を求めました。

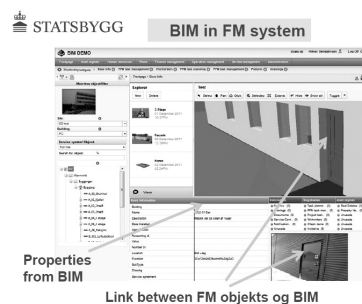
発表後の休憩時間や懇親会の時間を使って、他国の BIM 活用の状況等に関して、担当者達と直接、情報交換が出来たことは今後の検討に向けた成果となりました。

2. STATSBYGG (ノルウェー公共事業庁) の BIM 活用

ノルウェーからは、裁判所庁舎の改修工事に 3D スキャナーを活用した BIM プロジェクトの事例紹介と、維持管理段階での BIM 活用の二つを主題としたプレゼンテーションがありました。

3D スキャンは、改修工事での BIM 活用に必要なツールですが、それだけでは十分ではなく、改修設計を進めるにあたってはデザインチームの BIM 経験が、実は大変重要であった、との説明がありました。

また、維持管理段階での BIM (FM-BIM) 活用については、BIM の属性データと FM システムをリンクすることで、維持管理業務の効率化が図られた事例について紹介がありました。



維持管理における BIM 活用例 (STATSBYGG)

プロジェクトの視察

今回の会議の合間では、オランダの歴史的建造物のリノベーション事業を中心に幾つかの施設を視察しました。

1. ダム王宮 (DAM PALACE)

首都アムステルダムに面して建つ『ダム王宮』は、ヤコブ・ファン・カンペンの設計により、1655 年に市庁舎として建てられました。フランス侵略時代の

1808 年からはナポレオンの弟のルイ・ボナパルトに王宮として接收され、後にアムステルダム市に返還、さらにオランダの新王家に献上されたという歴史があります。

現在は迎賓館として使用され、内部では部分的な修復作業や調度品の修繕などが続けられています。



ダム王宮(左)とダム広場

王宮内部の修復作業

2. 財務省庁舎

3 日目の会議場となったオランダ財務省庁舎は、官民連携 (PPP) により、2006 年から 2008 年までの工期で改修を実施しました。オランダにおける PPP は、設計 (Design)、施工 (Build)、財務 (Finance)、維持管理 (Maintain)、運営 (Operation) を一括に契約する『DBFMO』と呼ばれる契約方式となっていて、総予算 2500 万ユーロを超えるプロジェクトには、DBFMO 契約の適用の可否を検討し、従来の契約方式 (設計、施工、維持管理の分離契約) と採算上の有利性を比較したうえで、より有利な契約方式を選択することとなっています。



財務省 中庭

同 アトリウム

3. 国家評議会 (RAAD VAN STATE)

国家評議会 (RAAD VAN STATE) は、1531 年に皇帝チャールズ 5 世によって設立された世界最古の政府機関のひとつであり、現在は、政府及び最高行政裁判所に対するオランダ王国の主要な諮問機関となっています。国家評議会は議長のほか、副議長、行政訴訟部門、国及び地方評議員等 63 メンバーから成り、“Crown” と呼ばれる「女王および閣僚」によって任命されます。

国家評議会の使命は、憲法、その他法律及び条約に照らし、特に法律の「質」や法律の適正な執行の見地から、上程された法律や法ガバナンスについて意見を述べることとなっています。

また、まれに幼少の王の摂政として、あるいは統治すべき王が空席、または王位の承継について不確実な場合、国家評議会がその役割を担うこととなっています。



国家評議会 既存棟(左)と増築棟(右) 同 内部ホール

オランダ王国

『オランダ』と聞いて、皆さんは何を思い浮かべますか？ やはり、『風車、チューリップ、木靴』でしょうか？ さすがに木靴姿は、今回の出張中には見かけませんでしたが、風車とチューリップは思いのほか良く見かけました。

会議開催地のハーグばかりでなく、視察先のアムステルダムやロッテルダムといったオランダ有数の大都市でも中央駅周辺は都会的な雰囲気ですが、鉄道で 1～2 駅も移動すると牧歌的な草原が広がり、風車も点在しています。風車は“windmill”という英語訳が示す通り、もともとは製粉用として粉を挽く動力源でしたが、それ以外にも、オランダでは干拓地である国土の排水を行うための動力源としても活躍していました。

しかし、現在は電動ポンプによる排水に変わって来ているため、従来型風車もその一部は風力発電用の風車になっています。自分勝手に思い描いたオランダの風景と違って、現実を目の当たりにすると、多少の違和感も覚えたが、こうした造形も徐々に新しい風景として定着するようになるのかもしれません。



風力発電用の風車群

車窓からの牧歌的風景

おわりに

ワークショップでは、各国からのプレゼンによる意見交換だけでなく、「ソーシャルメディア (facebook, twitter, Youtube) の活用」についての招聘講師による講義と討議時間が用意されていました。

従来型マスメディアだけでなく、新たな社会的メディアをどう活かすべきか？ といったことについて、メンバー間の意見交換も行われ (内容の理解については、語学的には若干怪しいところもありますが…)、様々なメディアを活用した、組織としての広報活動の重要性を再認識し、とても刺激的で、有意義な一週間となりました。

「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」 とりまとめについて

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室

はじめに

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）が平成 22 年 10 月 1 日に施行され、また、本法に基づき、農林水産大臣及び国土交通大臣は「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を同年 10 月 4 日に策定しました。

平成 24 年 2 月に全省庁で木材利用の各省計画、3 月には全都道府県の木材利用方針が策定されるなど、公共建築物への木材利用の枠組みができ上りつつある状況です。

公共建築物を対象とした木材利用のための ガイドライン等検討会

（１）背景

平成 23 年 5 月、官庁営繕部では、事務用途の木造建築物の設計の効率化等を目的として、「木造計画・設計基準」を制定しました。

しかし、地方公共団体では、事務用途以外の建築物も多数整備しており、これらの建築物についての技術的事項を整理することも重要です。

そこで、都道府県及び政令指定都市の営繕担当課長と国土交通省大臣官房官庁営繕部が参加する「全国営繕主管課長会議」では、事務用途以外の公共建築物を主な対象とした木材利用のためのガイドライン及び事例集を平成 23 年度より 2 カ年で作成することとしました。

これらの作成に当たって、「公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等検討会」を設置しました。

この検討会は、全国営繕主管課長会議の構成員の有志で

構成されており、委員長を東京都、副委員長を静岡市とする計 14 団体（北海道、さいたま市、神奈川県、相模原市、石川県、愛知県、兵庫県、山口県、徳島県、熊本県、宮崎県、国土交通省）で構成されています。

（２）収集事例・検討事項

ガイドライン等の作成にあたり、全国営繕主管課長会議構成員を対象とした「木材利用に関するアンケート」を実施し、その結果をもとに収集事例・検討事項を定めました。

（a）施設用途

「今後、木造化を検討することが予想される施設」として、意見が多かった学校、保育所、児童館、幼稚園といった、子どもを対象とした施設を中心に収集・検討することとしました。

（b）企画段階から維持管理段階における課題

施設利用者及び管理者の理解の構築、木材の供給・流通状況の情報など、企画段階から維持管理段階に至るまで幅広く収集・検討することとしました。

（c）その他事項

木造の持つ問題点の研究や大空間木造、耐火木造など、今後の木造建築物の設計の参考となる事例を収集・検討することとしました。

公共建築物の木材利用事例集

事務用途以外の施設では、木造建築物の整備に当たり直面する課題について、実績が少ないなどの理由により、基準として系統立てて整理することが困難です。このため、「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例



写真 1 高知県の取組

施設利用者、設計者、県職員でのワークショップの開催



写真 2 京都市の取組

木造児童館の設計にあたり公募型プロポーザルを実施し、設計者を選定

集」では、事例集という形で各種の取組事例をとりまとめ、全体で 94 の事例を四つの課題に分類し、参照しやすい構成としました。

（１）課題Ⅰ．関係者の理解の構築

木造建築物の整備に当たり関係部局や施設管理者の理解を得ることが難しい場合があります。関係者に木材を利用した建築物の良さをどのように説明し理解を得たか、その取組等をまとめました。

写真 1 は、高知県が関係者の理解を構築するために、施設関係者、設計者、県職員とのワークショップを行い、設計を進めた事例です。

（２）課題Ⅱ．発注上の課題

木造建築物の設計者選定の取組や、施工時の木材確保についての木材需要情報の事前公開等、発注段階における取組をまとめました。

写真 2 は、京都市の取り組みで、木造の児童館の設計に関する技術提案を求める公募型プロポーザルにより、設計者を選定し、その提案が活かされた事例です。

（３）課題Ⅲ．維持管理上の課題

維持管理を考慮した設計手法や保全計画作成の取組等、具体的な維持管理手法をまとめました。

写真 3 は、横浜市の取り組みで、約 20 年前に市内の公園内に建設した子供たちのためのログハウス 18 か所の保全計画の見直し、修繕サイクルの策定等を行った事例です。

（４）課題Ⅳ．その他の課題

木材を利用した特殊な工法や材料、景観に配慮した建築物の事例等の課題Ⅰ～Ⅲ以外の取組をまとめました。

写真 4 は、鳥取県の取り組みで、国立公園内に建設した屋外トイレと屋根付きの障害者用駐車場の周辺環境との調和に配慮した事例です。

公共建築物の木材利用ガイドライン（仮称）

事例集で収集した事例を含め、設計段階で参考となる技術的事項について、設計図を主に再度収集を行い、現行の木造計画・設計基準を補完する内容を目指してとりまとめを行い、平成 25 年初夏頃に公表する予定です。

おわりに

木材は、人に温もりや安らぎを与える素晴らしい建築材料だと思います。また、木材は二酸化炭素を吸収・固定するだけでなく、育てることで繰り返し利用できる資材です。木材利用を促進することにより、地球温暖化防止や循環型社会の形成にも貢献することが期待できます。

法施行後、官庁営繕部では、林野庁と連携しながら、法や基本方針、木造計画・設計基準の周知等を行い、木材利用の促進に積極的に取り組んできました。今後も、木材利用がより一層促進されるよう、関係機関と連携を図りながら様々な取組を行っていきたいと考えています。

※「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」は下記アドレスからダウンロードできます。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_kentoukai.html
※ 官庁営繕における木材の利用の推進に関する情報は国土交通省の下記ウェブサイトに掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html



写真 3 横浜市の取組

市内 18 箇所の公園内に設置された築 20 年のログハウスの保全計画を見直し・策定



写真 4 鳥取県の取組

国立公園内屋外トイレと屋根付きの障害者用駐車場の周辺環境との調和に配慮



年末年始の営業について

当協会の営業は、年末は12月28日（金）まで、年始は1月4日（金）からとなります。

ただし書籍の発送については、28日午前中で終了いたしますので、年内の到着を希望される場合は、なるべくお早めにご注

文下さい。

本年も当協会の事業にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございました。

どうぞよいお年をお迎え下さい。

平成24年度年会費について

本年度の年会費について、未納の方はお早めにお振り込み下さいますようお願いいたします。

なお、会費納入には郵便局の自動振り込みもご利用いただけます。申込用紙を用意しておりますので、ご希望の方は左記あてにお申し付けください。

（公共建築協会 会員係）

e-mail : kaiin@pba.or.jp

TEL : 03-3523-0381 FAX : 03-3523-1826

一般社団法人 公共建築協会 取り扱い図書のご案内

【第4刷発刊】

● 官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定

【第4刷】

編集・発行 一般社団法人公共建築協会

定価 1,000円（本体952円） 体裁 A4判 77頁

10月17日付で第4刷を発刊しました。平成24年度算定係数に従って、算定例等を見直しました。

【好評発売中】

● 建築工事施工管理要領

編集 工事施工管理要領改定編集委員会

発行 一般社団法人公共建築協会

定価 4,000円（本体3,809円） 体裁 A4判 284頁

※ CD-ROM（施工管理表：Excel97-2003）付き

● 電気設備工事施工管理要領

編集 工事施工管理要領改定編集委員会

発行 一般社団法人公共建築協会

定価 3,000円（本体2,857円） 体裁 A4判 216頁

※ CD-ROM（施工管理表：Excel97-2003）付き

● 機械工事施工管理要領

編集 工事施工管理要領改定編集委員会

発行 一般社団法人公共建築協会

定価 3,000円（本体2,857円） 体裁 A4判 198頁

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日 法律第18号）」第7条（受注者の責務）では、「契約された工事を適正に実施する。」ことが定められています。発注者の求める「要求品質」を責任を持って達成するために「施工計画書」を作成し、施工段階ではそれに基づいて品質の作りこみを行います。その際、下請業者の施工が適正に行われるよう、施工管理を適切に行うことが、優れた品質確保の上からも重要です。

左記の3図書は、受注者が自主的な施工管理を行う際の技術的参考書として、建築物の品質向上に資することを願い作成されたものです。

【今後発刊予定の図書】※発売時期は未定

● 平成24年度発刊予定

- ・ 工事写真の撮り方 [建築編] [建築設備編]
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説

● 平成25年版発刊予定

- ・ 公共建築工事標準仕様書 [建築工事編] [電気設備工事編] [機械設備工事編]
- ・ 木造建築工事共通仕様書
- ・ 公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] [機械設備工事編]
- ・ 建築工事監理指針／上・下
- ・ 電気設備工事監理指針／機械設備工事監理指針
- ・ 建築工事施工チェックシート／電気設備工事施工チェックシート／機械設備工事施工チェックシート

公共建築ニュース 12月号 Vol.44 通巻528号

平成24年12月10日発行（毎月1回10日発行）

編集発行人 春田 浩司

編集委員 吉野裕宏／土橋 仁・柳 紀昌・若林兼次・小野寺幸治・岩野多恵・平田哲人・小塚達史・本間大策・橋本幸治・田中純一・相澤義之・吉葉好市

定価 210円（会員の方は、会費をもって購読料に充当します）

発行 一般社団法人 公共建築協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル 6階

TEL 03-3523-0381 FAX 03-3523-1826

ホームページ <http://www.pbaweb.jp/>

編集室から

公共建築の日の行事として、中央行事の公共建築表彰式（今号紹介）、シンポジウムが開催されました。また、公共建築研究会を「ZEBの展望」をテーマに行いました。地方事業では中部地区では公共建築月間の事業として「巨大地震・津波の教訓を我が地域に活かそう」が実施されております。これらの概要を順次紹介していく予定です。 S